

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援事業（概要版）

【第1版（令和4年12月8日現在）】

事業概要（目的・効果）

長期化するコロナ禍における影響に加え、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境におかれている町内に事業所を有する中小企業者等※¹（法人・個人事業主）の事業継続を支援（負担軽減）するため、事業用として購入した、エネルギー※²経費に対し、予算の範囲内において、支援金を交付する。

※1 「中小企業者等」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、睦沢町人・農地プランに位置づけられた中心経営体、個人事業主であって、町内に事業所等を有し、営利を目的として現に事業活動等を行っている者をいう。

※2 「エネルギー」とは、燃料（ガソリン・軽油・灯油・重油）、電気、ガス（都市ガス・プロパンガス）をいう。

交付対象者

令和4年1月1日時点で町内に事業所を有し※²、営利を目的として現に事業活動等を行っている※³中小企業者等（法人・個人事業主）で、申請日以前において町内で営んだ事業に関し、確定申告（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による個人事業主の確定申告及び法人税法（昭和40年法律第34号）の規定による法人の確定申告）を行っており、交付申請日以降も継続して町内で事業活動等を営む意思がある者とする。

【農林業を営み、農業所得の申告を行っている個人事業主の方も対象となる。】

※2 「町内に事業所を有し」とは、申請者が町内に「物の生産、サービスの提供等の事業活動を実施する本店、支店、営業所、事務所等を有する」ことを指す。

※3 「現に事業活動を行っている」とは、法人税確定申告書等の書面により、実際に事業活動を行っていることが確認できることを指す。

＜不交付要件＞

- ・町税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収が猶予されているものは除く。）
- ・暴力団員等※⁴
- ・風俗業者※⁵
- ・中小企業の定義を超える大企業
- ・政治団体、宗教上の組織または団体
- ・会社以外の法人
- ・人格のない社団
- ・医療機関等（医療機関、薬局、助産所）
- ・障害福祉サービス及び介護福祉サービス提供事業所
- ・その他、本事業の趣旨、目的に照らして適当でないと町長が判断する者

※4 「暴力団員等」とは、睦沢町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1項から第3項までに該当する者。また、当該暴力団等と親密な関係を有する者を指す。

します。

※5 「風俗業者」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者を指します。

交付対象経費・交付対象条件

1) 交付対象経費

【法人の場合】

直近の確定申告書の水道光熱費及び燃料費

【個人で青色申告を行っている場合】

令和 3 年分の青色申告の水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費

【個人で白色申告を行っている場合】

令和 3 年分の白色申告の水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費

2) 交付対象条件

交付対象経費が 5 万円以上であること。

交付対象外経費

1) 事業用以外で使用したエネルギー経費

事業用と事業用以外（自家用等）を分ける必要がある経費については、確定申告で行う家事按分（事業用に使用した割合を合理的な理由に基づき）の手法等により交付対象経費を算出する。

2) 販売を目的とした仕入れ燃料等

燃料小売業を営む事業者については、販売目的に仕入れたエネルギーを除き、自社消費分のみ交付対象経費とする。

3) 他の公的制度で、既に助成・補助を受けた経費

国、県及び町の公的制度により、既に助成・補助を受けたエネルギー経費

支援金額

交付対象経費の 100 分の 30 以内（千円未満切り捨て）

（法人：上限 1,000 千円、個人：上限 300 千円）

※同一の交付対象者につき 1 回限り

※予算の範囲内において支援金を交付することとし、支援金申請額の全額を交付できない場合があります。

提出書類

- (1) 睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 支援金額算出表（様式第 2 号）
- (3) 交付申請に関する誓約書・同意書
- (4) 交付対象経費を明らかにする書類

【法人の場合】

・直近の確定申告書（別表一）及び決算報告書の損益計算書または収支計算書の写し

※水道光熱費及び燃料費の合計額が交付対象経費となります。

※決算報告書の損益計算書または収支計算書の写しで、交付対象経費が確認で

きない場合は、交付対象経費が確認できる内訳書、元帳の写しを提出してください。

【個人事業主で青色申告を行っている場合】

- ・令和3年分の所得税青色申告決算書（1から4ページ）の写し

※水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費が交付対象経費となります。

※所得税青色申告決算書の写しで、交付対象経費が確認できない場合は、交付対象経費が確認できる内訳書、元帳の写しを提出してください。

【個人事業主で白色申告を行っている場合】

- ・令和3年分の収支内訳書（1から4ページ）の写し

※水道光熱費及び燃料費又は動力光熱費が交付対象経費となります。

※収支内訳書の写しで、交付対象経費が確認できない場合は、交付対象経費が確認できる内訳書、元帳の写しを提出してください。

(4) 睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金請求書（様式第5号）

(5) 申請者名義の振込先口座の通帳等の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）が分かるページ）

※口座は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座に限ります。